

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2021 年 3 月 15 日号 (No.347)

I. 全人代レベル

II. 国務院レベル

1. 「汚染物質排出許可管理条例」

III. 中央行政部門レベル

1. 「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」

IV. 司法解釈

1. 「『刑事訴訟法』の適用に関する解釈」

VI. その他（意見募集稿等）

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

I. 全人代レベル

該当なし

II. 国務院レベル

1. 「汚染物質排出許可管理条例」

(原文「排污许可管理条例」)

国務院令第 736 号

国務院 2021 年 1 月 24 日公布、2021 年 3 月 1 日施行

国務院は、2021 年 1 月 24 日に「汚染物質排出許可管理条例」（以下「本条例」という。）を公布した。

本条例は、これまでは部門規則として定められていた「汚染物質排出許可管理規則（試行）」¹（以下「管理規則」という。）を、国務院令に格上げし、汚染物質排出許可制度の内容を確認及び強化したものである。本条例では、本条例の施行に伴う、管理規則及び「固定污染源汚染物質排出許可分類管理リスト（2019 年版）」²（以下「管理リスト」という。）の廃止には言及していないため、本条例施行の後においても、管理規則及び管理リストは依然として有効であるが、本条例と管理規則及び管理リストの間で規定の不一致がある場合、原則として、本条例が優先的に適用される。本条例の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 汚染物質排出許可制度

本条例は、管理リストの規定を継承して、汚染物質製造量、汚染物質排出量及び環

¹ 「汚染物質排出許可管理規則（試行）」（環境保護部令 48 号、環境保護部 2018 年 1 月 10 日公布、同日施行）。[本ニュースレターNo.271（2018 年 2 月 9 日発行）](#)をご参照ください。

² 「固定污染源汚染物質排出許可分類管理リスト（2019 年版）」（中国語：固定污染源排污许可分类管理名录（2019 年版））（生態環境部令 11 号、生態環境部 2019 年 12 月 20 日公布、同日施行）

中国最新法令〈速報〉

境への影響等の要素に基づいて、汚染物質排出単位を 3 種類に分類し、当該分類に基づき管理を実施する方式を採用している。具体的な管理方式は下表³のとおりである。

管理方式	①汚染物質製造量 ②汚染物質排出量 ③環境への影響	汚染物質排出 許可証の要否	審査期間（12 条）
重点管理 （2 条）	3 項目のうちいずれか 1 つでも 「比較的多い」と判断される場合	必要	20 日
簡易管理 （2 条）	3 項目すべてが「比較的少ない」と 判断される場合	必要	30 日 実地照合審査が必要な場合：45 日
登記管理 （24 条）	3 項目すべてが「非常に少ない」と 判断される場合	不要。但し、汚 染物質排出登記 表の提出が必要	届出制ゆえ審査なし

本条例は、汚染物質排出許可証が必要である場合の審査部門、申請方法、材料要求などを明確化した（3 条～8 条）。

汚染物質排出許可証の有効期限について、管理規則では「初回発給の汚染物質排出許可証の有効期限は 3 年とし、更新時に再発給される汚染物質排出許可証の有効期限は 5 年とする。」（管理規則 21 条）とされていたが、本条例では「汚染物質排出許可証の有効期限は 5 年である。」（14 条 1 項）とされ、有効期限を 5 年に統一した。

また、有効期間中の汚染物質排出許可証の再申請について、管理規則には規定されていなかったが、本条例では、汚染物質排出許可証の有効期限内に①汚染物質排出プロジェクトを新設、改設、増設した場合；②生産経営場所又は汚染物質排出口の所在地、汚染物質排出方式、排出先等が変更された場合；③汚染物質排出口の数量又は汚染物質排出種類、排出量、排出許容濃度が増加した場合等のいずれかの事由が発生した場合、汚染物質排出許可証を再申請しなければならない（15 条）という規定を追加し、再申請制度を新設した。これは、汚染物質排出許可証で定める重要事項に変更が生じる場合、従来の変更申請方法による管理より、厳しめの再申請方法による管理に切り替えることを意味する。

再申請制度の新設に伴い、汚染物質排出許可証の変更申請について、管理規則では変更の申請が必要となる事由を 8 つ規定していたが（管理規則 43 条）、本条例では①汚染物質排出単位が名称、住所、法定代表人者又は主要な責任者等を変更した場合（14 条 3 項）及び②汚染物質排出許可証の有効期間中に汚染物質排出単位に適用

³ 本表にいう、「比較的多い」、「比較的に少ない」及び「非常に少ない」の判断基準について、本条例では明記されていない。

中国最新法令〈速報〉

される汚染物質排出標準、重点汚染物質排出総量規制要求に変更が生じ、汚染物質排出許可証の変更が必要とされる場合（16 条）の 2 つの事由に削減された。なお、①の場合、汚染物質排出単位は、変更日より 30 日以内に、審査部門に汚染物質排出許可証の変更手続を申請しなければならないとされているものの、②の場合は、汚染物質排出単位が自ら変更申請するか、主管部門が職権によって変更するかについて、明確に定めていない。

（2）汚染物質排出の管理

汚染物質排出単位の汚染物質排出管理について、本条例は、管理規則に定められた汚染物質排出の自主監視測定及び管理台帳記録制度を踏襲したうえで、一部の内容をさらに明確化した。

まず、汚染物質排出単位は、汚染物質排出許可証の規定及び関連標準規範に基づいて、汚染物質排出の自主監視測定を行わなければならない、監視測定記録の保存期間は 5 年を下回ってはならないとされた（19 条）。

また、汚染物質排出単位は環境管理台帳記録制度を確立し、主要な生産施設、污染防治施設の運行状況及び汚染物質排出濃度、排出量等を事実通り記録しなければならない、環境管理台帳記録の保存期間は 5 年を下回ってはならないとされた（21 条）。

なお、汚染物質排出単位は、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム⁴に事実に基づき汚染物質排出情報を公開しなければならないとされた（23 条）。

（3）汚染物質排出の監督

生態環境主管部門の監督管理について、本条例は、汚染物質排出許可の事中事後の監督管理を強化した。

まず、本条例では、汚染物質排出単位は、生態環境主管部門の監督検査に協力しなければならない、状況をありのままに報告し、要求に従って汚染物質排出許可証等関連材料を提供しなければならないとされ（26 条）、汚染物質排出単位の協力義務を新設した。

また、生態環境主管部門は、法に基づいて、現場モニタリング、汚染物質排出単位の汚染物質排出自動監視測定設備、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームから汚染物質排出データを取得し、汚染物質排出の濃度が排出許容濃度を超過するか否かの判定の証拠とすることができるとされ（29 条）、主管部門の調査能力を強化した。

なお、本条例によれば、いかなる単位又は個人も、汚染物質排出単位の本条例違反行為に対して、生態環境主管部門に通報する権利を有する。（31 条）。

（4）法律責任

汚染物質排出許可証を取得せず汚染物質を排出する等の行為に対して、本条例は、

⁴ 全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム：<http://permit.mee.gov.cn/>

中国最新法令〈速報〉

管理規則と比べて、最高ラインを 100 万元に維持しつつ、過料の最低ラインを 10 万元から 20 万元に引き上げて、20 万元以上 100 万元以下の過料を規定した（33 条）。

また、汚染物質排出許可証の規定によらず汚染物質を排出する行為に対して、本条例は、「許可証の規定に従い大気汚染物質の逸散排出源を規制しない」場合及び「特別な時間帯で許可証の規定に従い汚染物質排出を停止又は制限しない」場合という 2 つの処罰事由を新設して、5 万元以上 20 万元以下の過料、情状が重大である場合は、20 万元以上 100 万元以下の過料、生産停止・整頓命令等の処罰を規定した（35 条）。

なお、「汚染物質排出口の位置又は数量が汚染物質排出許可証の規定に合致しない」等 9 つの違反事項に対して、本条例は、生態環境主管部門の是正命令及び 2 万元以上 20 万元以下の過料等を規定した（36 条）。

さらに、「環境管理台帳記録制度を確立せず、又は汚染物質排出許可証の規定に従い記録しない」等汚染物質排出管理を遵守しない行為に対して、本条例は、生態環境主管部門の是正命令、一回につき 5 千元以上 2 万元以下の過料等の処罰が規定した（37 条）。

（全 51 条）

Ⅲ. 中央行政部門レベル

1. 「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」

（原文「关于平台经济领域的反垄断指南」）

国反垄発[2021]1 号

国务院独占禁止委员会 2021 年 2 月 7 日公布、2021 年 2 月 7 日施行

国务院独占禁止委员会は、2021 年 2 月 7 日に「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」（以下「本指針」という。）を公布した。

本指針は「独占禁止法」⁵に基づき、プラットフォーム経済分野における事業者（インターネットプラットフォームの事業者、インターネットプラットフォームに出店する事業者及びその他のプラットフォームビジネスに参加する事業者を含む）による独占行為を防止し、公正な市場競争を確保し、消費者と社会公共の利益を保護することを目的として制定されたものである（1 条）。

プラットフォーム経済分野からは、多くの革新的なサービスが生まれており、こうしたサービスにより、消費者の利便性も大きく向上している。一方でこの分野では間接ネットワーク効果の高さ、サービス提供に要する限界費用の低さ等により特定のプラットフォームにおける独占が生じやすく、一度独占が生じるとロックイン効果が働くなどして、市場の競争に中長期的に大きな影響が生じ得る。中国でも、重要なインターネットプラットフォーム経済分野において、強い競争力を有する事業者が存在し、

⁵ 「独占禁止法」（主席令 68 号、2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行）

中国最新法令〈速報〉

近年、こうした事業者に対する処罰等の動きが活発化していた⁶。本指針の公布により、どのような行為が処罰対象となるかが明確になり、当局による法執行はさらに強化される可能性がある。

本指針は、2020年11月10日に国家市場監督管理総局が公布した「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針（意見募集稿）」⁷を修正したもので、①総則、②独占合意、③市場における支配的地位の濫用、④事業者集中、⑤行政権限の濫用による競争の排除・制限及び⑥付則の6つの章、合計24条から成っている。本指針の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 総則

独占禁止法及びその関連の法令や指針に定める基本制度、規制原則及び分析スキームはプラットフォーム経済分野にある市場主体にも適用される（3条）。

また、本指針は、プラットフォーム経済の特性を考慮し、関連市場の画定に関して考慮すべき要素⁸を列挙している。また関連市場の画定に関して、プラットフォームに関わるマルチサイデッドプロダクト⁹（中国語：平台所涉及的多边商品）についてそれぞれ複数の関連商品市場を画定し、各関連商品市場の相互関係及び影響を考慮することもできると明記した（4条）。

(2) 独占合意

本指針では、「事業者間で合意又は決定を明確には締結していないが、データ、アルゴリズム、プラットフォームルール又は其他方式によって実質的には協調一致が生じるような行為」が独占合意に該当すると明記した。但し、関連事業者が独自的意思に基づき行った同調的値上げ行為（中国語：价格跟随）等の並行行為は独占合意

⁶ 2020年12月14日、国家市場監督管理総局は、2014年から2017年にかけてアリババが銀泰商業集団を買収した取引につき、当局への申請を怠ったとし、過料50万元（約800万円）を科した。同日、国家市場監督管理総局は、テンセントが出資するゲーム動画の配信会社広州虎牙信息科技有限公司と武漢闘魚網絡科技2社の経営統合に対しても審査を進めていることを明らかにした。2020年12月24日、国家市場監督管理総局は、取引先に「二者択一」を求めたとして、独禁法違反でアリババに対する調査を開始している。2020年12月30日、京東集団（JDドットコム）など3社に対して、不当に販売価格を操作しているとして過料50万元（約800万円）を科した。

⁷ [本ニュースレターNo.342（2020年12月11日発行）](#)をご参照ください。

⁸ 関連の商品市場の画定に際しては、プラットフォームの機能、ビジネスモデル、活用のシーン、ユーザー群、マルチサイド市場、オフライン取引などの要素に基づいて需要代替性分析を行うことができ、市場参入、技術障壁、ネットワーク効果、ロックイン効果、切り替えコスト、業界の枠を超えた競争等に基づいて供給代替性分析を行うことができるとされている（4条1項1号）。関連の地域市場の画定に際しては、多数のユーザーが商品を選択する実際地域、ユーザーの優先言語及び消費習慣、関連法律法規の規定、異なる地域における競争上の制約の程度、オンラインとオフラインの融合等を考慮することができるとされている（4条1項2号）。

⁹ 中国の司法実務において、インターネットプラットフォームの関連市場画定につき、一つの市場に画定するか、複数の市場に画定するかについて議論されてきた。経済協力開発機構（OECD）によるレポート「Rethinking antitrust tools for multi-sided platforms 2018」では、マルチサイデッドプラットフォームを販売者側と消費者側を繋げる「取引型プラットフォーム」とそうでない「非取引型プラットフォーム」2種類に分類し、市場画定につき、「取引型プラットフォーム」を一つの関連市場に画定することができ、「非取引型プラットフォーム」を複数の関連市場に画定することができるとの見解が示されている。こうした見解を参照して、本指針では、マルチサイデッドに関わるインターネットプラットフォームの関連市場画定につき、複数の関連市場を画定することができる旨の規定がなされた。

中国最新法令〈速報〉

から除外される（5条）。

これに加え、本指針では、プラットフォームに出店している競争関係を有する複数の事業者が、プラットフォームを運営する事業者との垂直的関係又はプラットフォームを運営する事業者による組織・調整により達成する水平的な独占合意である「ハブアンドスポーク型合意」¹⁰を規制対象として規定した。これに該当するかの具体的な判断に際しては、競争関係にある事業者の間で技術手段、プラットフォームのルール、データとアルゴリズムなどの方法をもって独占合意が形成され、市場における競争を排除、制限しているかを考慮することができるとされている（8条）。

（3）市場支配的地位の濫用¹¹

「支配的地位濫用行為暫定規定」¹²では、インターネット等の新経済業態に属する事業者につき、市場支配的地位を有するかを判断するにあたっては、当該業界における競争の特徴、事業方式、ユーザーの数、ネットワーク効果、ロックイン効果、技術特性、市場イノベーション、データの把握・処理能力、事業者が有する関連市場における支配力等を考慮することができるとされている（「支配的地位濫用行為暫定規定」11条）。本指針は、上記規定を受けて、プラットフォーム事業者の市場支配的地位の認定の考慮要素につき、プラットフォーム経済の特徴を踏まえて、さらに細かい内容を規定している¹³（11条）。

また、本指針は、原価割れ販売、取引拒絶、取引先限定、抱き合わせ販売や差別的取扱等の具体的な支配的地位の濫用行為について、プラットフォーム経済の特徴を踏まえて、それぞれの該当性を分析するにあたっての判断要素及び「正当な理由」が存在するとされる事由について詳細に規定した。特に、実務上よく見受けられるプラットフォーム事業者による「二者択一」行為やビッグデータに基づく差別的取扱に関して言及があることが注目に値する。「二者択一」行為とは、プラットフォーム

¹⁰ ハブアンドスポーク型合意の中国語原文は「轴辐协议」である。国家市場監督管理総局が2020年1月2日に公布した「独占禁止法（改正草案）」においては、事業者は、その他の事業者を組織し、又は援助して独占合意を達成させてはならないとされており、本指針と類似する内容が規定されている。

¹¹ 「独占禁止法」18条は、市場支配的地位の濫用の認定について、以下のとおり、規定している。事業者が市場における支配的地位を有することの認定にあたっては、次の各号に掲げる要素に基づかなければならない。

- （1）当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況
- （2）当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力
- （3）当該事業者の財力及び技術条件
- （4）他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度
- （5）他の事業者の関連市場への参入の難易度
- （6）当該事業者の市場における支配的地位の認定に関連するその他の要素

¹² 「支配的地位濫用行為暫定規定」（国家市場監督管理総局令 11 号、国家市場監督管理総局 2019 年 7 月 1 日公布、2019 年 9 月 1 日施行）。[本ニュースレターNo. 307（2019 年 7 月 26 日発行）](#)をご参照ください。

¹³ 具体的に、本指針 11 条は（1）市場占有率及び関連市場の競争状況につき、アクティブユーザー数、クリック量、プラットフォーム競争特徴、イノベーション及び技術変化等要素；（2）市場をコントロールする能力につき、関連プラットフォーム経営モデル、ネットワーク効果等要素；（3）事業者の財力及び技術条件につき、投資者の状況、資産規模、融資能力等要素；（4）他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度につき、取引の継続期間、ロックイン効果、ユーザー依存度等要素；（5）他の事業者の関連市場への参入の難易度につき、市場参入、プラットフォーム規模効果、データ取得の難易度、ユーザー慣習等要素；（6）その他要素を規定した。

中国最新法令〈速報〉

事業者がプラットフォームに出店している事業者又は消費者に対して、自分のプラットフォームか競争相手のプラットフォームかのどちらか一つを選択して取引することを要求する行為であるが、このような行為は「独占禁止法」上の取引先限定行為に該当し得ること（15条）、市場支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、取引条件が同一の取引相手に対して、ビッグデータ及びアルゴリズムに基づいて、取引相手の支払能力、消費嗜好傾向、習慣等に基づいて、差別的な取引価格その他の取引条件により取引を実施した場合は、「独占禁止法」上の差別的取扱行為に該当し得ること（17条）が規定されている。

（4）事業者集中

事業者集中の申告基準につき、本指針は、「事業者の売上高は商品販売及びサービス提供により獲得した収入を含む」と規定して、業界慣行、ビジネスモデル等によって売上高の計算方式が異なる可能性があることを示した。

加えて、①集中に参加する一方事業者がスタートアップ企業、新興プラットフォームである場合、又は、②集中に参加する事業者の売上高が比較的低額であるが、関連市場集中度が比較的高い場合において、競争を排除し、もしくは制限する恐れがあれば、申告基準に達していないときでも、独占禁止法執行機構が法により調査処理することができるものと規定された（19条）。

事業者集中の救済措置について、本指針は、プラットフォーム事業者に係る事業者集中取引を条件付きで認可する場合、①有形資産、知的財産、技術又はデータ等の無形資産、権益等を切り出す構造的条件、②ネットワーク、データ及びプラットフォームのアクセスの開放、コア技術のライセンス、排他的協議の終了、プラットフォームルール又はアルゴリズムの変更、兼用性確保の約束等の行動的条件、又は③構造的条件と行動的条件のコンビネーション等の条件を付加することができることを規定した（21条）。

（全 24 条）

IV. 司法解釈

1. 「『刑事訴訟法』の適用に関する解釈」

（原文「关于适用《中华人民共和国刑事诉讼法》的解释」）

最高人民法院法释〔2021〕1号

最高人民法院 2021 年 1 月 26 日公布、2021 年 3 月 1 日施行

2018 年 10 月 26 日に公布及び施行された刑事訴訟法（以下「2018 年刑事訴訟法」という。）¹⁴では、欠席裁判手続及び迅速裁判手続の創設等の改正を行っていた。今般の「『刑事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下「本解釈」という。）は、上記刑事訴訟

¹⁴ [本ニュースレターNo.290（2018 年 11 月 26 日発行）](#)をご参照ください。

中国最新法令〈速報〉

法の改正及び裁判実務に扱われてきた新たな問題を踏まえ、2012年12月20日に公布された旧刑事訴訟法司法解释¹⁵（以下「2012年司法解释」という。）に修正を加えたものである¹⁶。なお、本解釈の施行に伴い、2012年司法解释は廃止される（655条）。

本解釈は、全体で655条に及ぶ司法解释としては最大のものであり、今般の改正も多岐にわたる（2012年司法解释に比べて、107の条文が新設され、実質修正が及んだ条文は200条以上である。）が、以下では、そのうち特に重要と思われる制度の一部のみを紹介する。

（1）司法による人権保障の強化

人民法院、人民検察院又は留置場は、被告人又は被疑者に対し、当番弁護士¹⁷と接見する権利を有することを告知し、接見できるよう便宜を提供する義務を負うが（2018年刑事訴訟法36条2項）、本解釈では、上記義務があるのは、被告人が弁護人に委任しておらず、法律援助機構がその者に弁護を提供する弁護士を指定・派遣していない場合であることを明確化した（44条2項）。

また、証拠資料として人民法院に移送された取調べの録音録画は、弁護人の閲覧調査を許さなければならない（54条）。

未成年者の利益の保護の措置も追加された。例えば、未成年者の証人や未成年の被告人の供述であって、尋問に法定代理人又は適当な成年者が同席しなかったものは、証拠とすることができない（90条5号、94条5号）。未成年者が性被害や暴力傷害を受けた事件の審理において、未成年の被害者や証人を尋問する場合は、録音録画等の措置を同時に行い、可能な限り一回で終了させなければならない（556条2項前段）。

（2）事件関連財物に関する制度の改正

本解釈では、事件に関連した財物の保護を強化するために、その処理手続をさらに明確にしている。主な内容として、①人民法院は、起訴状等の受理後、事件に関連した財物の移送状況、権利帰属等を審査しなければならない（218条4号）、②差し押さえ、押収し、凍結した財産及びその果実の権利帰属に関し、訴外第三者が異議を申し立てた場合、その意見を聴取しなければならない、必要な場合、かかる第三者に通知し出廷させることができ（279条2項）、③第一審が事件に関連する財物やその果実について処理を行わなかったことが判明した場合には、第二審で判明したときは原判決を取消し、原审に差し戻して重ねて審理判断させ（446条1項）、判決が効力を生じた後に判明したときは原审人民法院が別途処理を行う（446条2項）。

¹⁵ 本ニュースレターNo.143（2013年1月16日発行）をご参照ください。

¹⁶ 最高人民法院による本解釈の説明（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-286501.html>）。

¹⁷ 当番弁護士は、法律相談、手続選択の提案、強制措置変更の申立、事件の処理に対する意見提出等の法律援助を提供するとされている（2018年刑事訴訟法36条1項）。

中国最新法令 < 速報 >

(3) その他

2018 年刑事訴訟法で創設された認罪認罰制度¹⁸、迅速裁判手続¹⁹及び欠席裁判手続²⁰に関し、本解釈は、その適用条件、適用対象等を具体化している（347～358 条、369 条～377 条、598～608 条）。

（全 655 条）

V. 地方レベル

該当なし

VI. その他（意見募集稿等）

該当なし

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（249）外商投資安全審査規則の公表」
- 掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.2
- 著者 張 雪駿、塩崎 耕平、向 師慧

NEWS

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応について

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

当事務所では、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、東京オフィスを含む一部のオフィスにおいて、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

¹⁸ 被疑者又は被告人が自らありのままに自己の犯罪行為を供述し、指摘された犯罪事実を認め、処罰を受け入れる場合、寛大な処分を受けられる制度（2018 年刑事訴訟法 15 条）。詳細は[本ニュースレター No.290（2018 年 11 月 26 日発行）](#)をご参照ください。

¹⁹ 基層人民法院が管轄する有期懲役三年以下の刑事処罰に処される可能性のある刑事事件（例えば、過失により他人を傷害し重傷を負わせた刑事事件、財物を窃取し、金額が比較的大きい刑事事件）について、事実が明確であり、証拠が確実、十分であり、被告人が認罪認罰及び迅速裁判手続の適用を認める場合に適用できる迅速な裁判手続（2018 年刑事訴訟法 222～226 条）。詳細は[本ニュースレター No.290（2018 年 11 月 26 日発行）](#)をご参照ください。

²⁰ 一定の要件を満たす場合に、被告人とすべき者が国外にいるときでも起訴できるとする手続（2018 年刑事訴訟法 291～297 条）。詳細は[本ニュースレター No.290（2018 年 11 月 26 日発行）](#)をご参照ください。

中国最新法令〈速報〉

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにもその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式で実施することとしております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（セミナーに関するお問合せ先）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

➤ Chambers Global 2021 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2021 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィス、ヤンゴンオフィス、および北京オフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

・ Banking & Finance: Domestic (Band 1)

中国最新法令 < 速報 >

- Capital Markets: Domestic (Band 1)
- Capital Markets: Domestic: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- Corporate/M&A: Domestic (Band 1)
- Dispute Resolution: Domestic (Band 1)
- Intellectual Property: Domestic (Band 2)
- International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Band 1)
- International Trade (Band 2)

MYANMAR

- General Business Law (Band 2)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance (Band 2)
- Corporate/M&A (Band 2)
- Projects & Energy (Band 1)

弁護士

JAPAN

- Banking & Finance: Domestic
Leading Individual: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- Capital Markets: Domestic
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光
- Capital Markets: Domestic: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- Capital Markets: Domestic: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- Corporate/M&A
Foreign Expertise based abroad in Myanmar: 武川 丈士
- Corporate/M&A: Domestic
Leading Individual: 棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、林 宏和、小島 義博
- Dispute Resolution: Domestic
Leading Individual: 飯田 耕一郎、関戸 麦
- Dispute Resolution: International
Associates to watch: ダニエル・アレン
- Intellectual Property
Foreign expert for China: 小野寺 良文
- Intellectual Property: Domestic

中国最新法令 < 速報 >

Leading Individual: 三好 豊

Up and Coming: 岡田 淳

CHINA

- ・ Intellectual Property (International Firms)

Foreign Expertise based abroad in Japan: 小野寺 良文

MYANMAR

- ・ General Business Law

Leading Individual: 武川 丈士、キンチョー・チャー、ウィン・ナイン

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance

Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティ
ウォン

- ・ Corporate/M&A

Leading Individual: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク

- ・ Projects & Energy

Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティ
ウォン

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、
岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、
吳馳、孟立惠、張雪駿、沈陽、李昕陽、向師慧

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5223-7713

FAX : 03-5223-7613

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com